

宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）交付要綱

平成 27 年 9 月 4 日
福祉保健部長寿介護課

（趣旨）

第 1 条 県は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とし、予算の定めるところにより宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）事業（以下「基金事業」という。）を実施する市町村（市町村が民間事業者の実施する事業に対し補助する場合を含む。）又は民間事業者に対し補助金を交付するものとする。その交付については、医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について（平成 26 年 9 月 12 日付け厚生労働省医政局長、老健局長及び保険局長通知）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（以下「管理運営要領」という。）及び補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号によるものとする。

- （１）「介護施設等」とは、別表「（１）地域密着型サービス等整備等助成事業」、「（２）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業」、「（３）既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業」、「（４）介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業」及び「（５）介護職員の宿舍施設整備事業」の「１区分」の欄に掲げた施設をいう。
- （２）「民間事業者」とは、介護施設等を設置運営する社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、株式会社、有限会社等の法人をいう。
- （３）「県補助事業」とは、県が、民間事業者が介護施設等の設置主体として実施する基金事業に対して補助金を交付する事業をいう。
- （４）「市町村実施事業」とは、県が、市町村が介護施設等の設置主体として実施する基金事業に対して補助金を交付する事業をいう。
- （５）「市町村補助対象事業」とは、市町村が、民間事業者が介護施設等の設置主体として実施する基金事業に対して補助金を交付する事業をいう。
- （６）「市町村補助事業」とは、県が、市町村補助対象事業に対して市町村に補助金を交付する事業をいう。
- （７）「基金事業」とは、次の事業をいう。
 - ア 地域密着型サービス等整備等助成事業
市町村が住民にとって身近な日常生活圏域を単位として整備する施設や介

護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備(別表「(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業 1 区分」の欄に掲げた施設)について、市町村実施事業及び市町村補助事業

イ 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

介護施設等が開設時から安定した質の高いサービスを提供する体制の整備を支援するため、施設開設準備や大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入を行う施設又は介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費(別表「(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 1 区分」の欄に掲げた施設)について、県補助事業、市町村実施事業及び市町村補助事業

ウ 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

既存施設のユニット化改修や特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護を目的とした改修、介護施設等における看取り環境の整備又は共生型サービス事業所の整備を実施する施設(別表(3)「既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 1 区分」の欄に掲げた施設)について、県補助事業及び市町村実施事業

エ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備、多床室の個室化を行う施設(別表(4)「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 1 区分」の欄に掲げた施設)について、県補助事業及び市町村実施事業

オ 介護職員の宿舍施設整備事業

介護人材(外国人を含む。)を確保するため、宿舍整備を行う施設(別表「(5) 介護職員の宿舍施設整備事業 1 区分」の欄に掲げた施設)について、県補助事業及び市町村実施事業

(補助事業者)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる者は、次のとおりとする。

(1) 市町村

(2) 前条第2号に規定する民間事業者であって、以下の要件を満たす者

ア 県税に未納がないこと。

イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

ウ 第1条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

エ その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助金額の算定方法等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び算定方法等については、次のとおりとする。

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

別表「(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業」のとおりとする。ただし、次に掲げる費用は、補助金の交付の対象としない。

ア 既に実施している事業に要する費用

イ 他の国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用

ウ 土地の買収又は整地など資産を形成する事業に要する費用

エ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に係る事業に要する費用

オ その他施設整備助成事業費として適当と認められない費用

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

別表「(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業」のとおりとする。ただし、対象となる経費は施設開設日前6か月間に要した経費に限り、次に掲げる費用は、補助金の交付の対象としない。

ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定める地方公務員の給与に充てる費用

イ 他の国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用

ウ その他施設開設準備経費等支援事業費として適当と認められない費用

(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

別表「(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業」のとおりとする。ただし、次に掲げる費用は、補助金の交付の対象としない。

ア 既に実施している事業に要する費用

イ 他の国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用

ウ 土地の買収又は整地など資産を形成する事業に要する費用

エ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に係る事業に要する費用

オ その他ユニット化改修等支援事業費として適当と認められない費用

(4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

別表「(4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業」のとおりとする。ただし、次に掲げる費用は、補助金の交付の対象としない。

ア 既に実施している事業に要する費用

イ 他の国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用

ウ その他新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費として適当と認められない費用

(5) 介護職員の宿舍施設整備事業

別表「(5) 介護職員の宿舍施設整備事業」のとおりとする。ただし、次に掲げる費用は、補助金の交付の対象としない。

ア 既に実施している事業に要する費用

イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用

ウ 土地の買収又は整地など資産を形成する事業に要する費用

エ その他介護職員の宿舍施設整備事業費として適当と認められない費用

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合（間接補助事業にあっては、各事業主体において当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額がある場合）には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない者（間接補助事業にあっては、当該補助金に係る消費税相当額が明らかでない事業主体に係る部分）については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第1号、第2号及び第4号の規定により補助金等交付申請書（別紙1）に添付すべき書類は、次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

ア 事業（変更）計画書（別記様式第1－1号）

イ （変更）収支予算書（別記様式第2号）

ウ 申請額（変更）算出内訳書（別記様式第3号）

エ 市町村補助事業にあっては、市町村補助対象事業者が市町村に対して行う交付申請に関する書類の写し

オ その他知事が必要と認める書類

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア 事業（変更）計画書（別記様式第1－2号）

イ （変更）収支予算書（別記様式第2号）

ウ 申請額（変更）算出内訳書（別記様式第3号）

エ 市町村以外の者にあっては、以下に掲げる書類

(ア) 第3条第2号アに係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）

(イ) 第3条第2号イに係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記

様式第 4 号)

(ウ) 第 3 条第 2 号ウに係る誓約書 (別記様式第 5 号)

オ 市町村補助事業にあつては、市町村補助対象事業者が市町村に対して行う交付申請に関する書類の写し

カ その他知事が必要と認める書類

(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業又は介護職員の宿舍施設整備事業

ア 事業 (変更) 計画書 (別記様式第 1 - 3 号)

イ (変更) 収支予算書 (別記様式第 2 号)

ウ 申請額 (変更) 算出内訳書 (別記様式第 3 号)

エ 市町村以外の者にあつては、以下に掲げる書類

(ア) 第 3 条第 2 号アに係る納税証明書 (県税に未納がないことの証明) (原則として申請を行う日から 3 か月以内のもの。写しでも可。)

(イ) 第 3 条第 2 号イに係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書 (別記様式第 4 号)

(ウ) 第 3 条第 2 号ウに係る誓約書 (別記様式第 5 号)

オ その他知事が必要と認める書類

(補助金等の交付の条件)

第 7 条 規則第 5 条の規定により、県が本補助金を交付するに当たっては、管理運営要領、規則及びこの要綱の定めによるほか、次の条件を付するものとする。

(1) 県補助事業における補助条件は、次のとおりとする。

ア 事業の内容の変更 (第 10 条に規定する軽微な変更を除く。) をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

イ 事業を中止し、又は廃止 (一部の中止又は廃止を含む。) する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに価格が 30 万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定められた耐用年数を経過するまで知事の承認を受けないで、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

オ 規則第 21 条の規定による知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備の上、事業

が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ク 事業者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ 事業を行うために締結する契約については、原則として一般競争入札によるものとする。

コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 前各号に掲げる条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(2) 市町村実施事業における補助条件は、次のとおりとする。

ア 事業の内容の変更（第 10 条に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに価格が 50 万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数の期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

オ 規則第 21 条の規定による知事の承認を受けて財産を処分をすることにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書並びに事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整備の上、事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間は保管しておかなければならない。

ク 市町村が前各号に掲げる条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(3) 市町村補助事業における補助条件は、次のとおりとする。

ア 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

イ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- ウ 事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書並びに事業に係る歳入及び歳出に係る証拠書類を整備の上、事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- エ 市町村は、市町村補助対象事業による補助金を受けようとする民間事業者に対し、規則及びこの要綱を遵守させるとともに次の補助条件を付さなければならない。
- (ア) 市町村補助対象事業の内容を変更（第10条に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
 - (イ) 市町村補助対象事業の中止又は廃止（一部中止又は廃止を含む。）をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
 - (ウ) 市町村補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は市町村補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (エ) 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数の期間を経過するまで、市町村長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
 - (オ) 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (カ) 市町村長の承諾を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
 - (キ) 市町村補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備の上、事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間は保管しておかなければならない。
 - (ク) 市町村補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金については、この限りでない。
 - (ケ) 市町村補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
 - (コ) 市町村補助対象事業を行うために締結する契約については、原則として一般競争入札によるものとする。
 - (サ) 前各号に掲げる条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、市町村に納付させることがある。
- (4) 前号の規定により市町村補助対象事業者に対する条件に基づき市町村長が承

認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

- (5) 第3号エ(カ)の規定により付した条件に基づき、市町村補助対象事業者から市町村へ財産処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 第3号エ(サ)の規定により付した条件に基づき、市町村補助対象事業者から市町村へこの補助金の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助事業の内容等の変更)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、補助金変更交付申請書(別紙1)に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 地域密着型サービス等整備等助成事業
 - ア 事業(変更)計画書(別記様式第1-1号)
 - イ (変更)収支予算書(別記様式第2号)
 - ウ 申請額(変更)算出内訳書(別記様式第3号)
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業
 - ア 事業(変更)計画書(別記様式第1-2号)
 - イ (変更)収支予算書(別記様式第2号)
 - ウ 申請額(変更)算出内訳書(別記様式第3号)
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業又は介護職員の宿舎施設整備事業
 - ア 事業(変更)計画書(別記様式第1-3号)
 - イ (変更)収支予算書(別記様式第2号)
 - ウ 申請額(変更)算出内訳書(別記様式第3号)
 - エ その他知事が必要と認める書類

(軽微な変更の範囲)

第10条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金所要額に変更がない場合又は事業実施に必要な経費の総額の20%以内の減額の変更とする。

(状況報告)

第 11 条 規則第 11 条の規定による状況報告は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の 12 月 31 日現在において作成した補助事業遂行状況報告書（別紙 3）を当該年度の 1 月 20 日までに知事に提出することによって行わなければならない。

（補助金の交付方法）

第 12 条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が特に必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第 13 条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（別記様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 14 条 規則第 14 条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、事業完了日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（1） 地域密着型サービス等整備等助成事業

ア 事業実績報告書（別紙 4）

イ 精算額算出内訳書（別記様式第 7 号）

ウ 歳入歳出決算書（見込）抄本（別記様式第 8 号）

エ 市町村実施事業にあっては、以下に掲げる書類

（ア） 契約書又は見積書の写し

（イ） 完成写真

（ウ） 領収書又は請求書の写し

オ 市町村補助事業にあっては、以下に掲げる書類

（ア） 市町村が行う交付決定通知書の写し

（イ） 市町村補助対象事業者が市町村に対して行う実績報告に関する書類の写し

カ その他知事が必要と認める書類

（2） 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア 事業実績報告書（別紙 4）

イ 精算額算出内訳書（別記様式第 7 号）

ウ 歳入歳出決算書（見込）抄本（別記様式第 8 号）

エ 県補助事業及び市町村実施事業にあっては、以下に掲げる書類

（ア） 契約書又は見積書の写し

（イ） 完成写真

（ウ） 領収書又は請求書の写し

オ 市町村補助事業にあっては、以下に掲げる書類

（ア） 市町村が行う交付決定通知書の写し

(イ) 市町村補助対象事業者が市町村に対して行う実績報告に関する書類の写し

カ その他知事が必要と認める書類

(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業又は介護職員の宿舍施設整備事業

ア 事業実績報告書（別紙 4）

イ 精算額算出内訳書（別記様式第 7 号）

ウ 歳入歳出決算書（見込）抄本（別記様式第 8 号）

エ 契約書又は見積書の写し

オ 完成写真

カ 領収書又は請求書の写し

キ その他知事が必要と認める書類

2 第 5 条ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（間接補助事業にあっては、第 5 条ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額）が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 5 条ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第 1 項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（その金額が 0 円の場合を含む。また、前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度の 6 月 30 日までに報告するとともに、知事の返還命令を受けて当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額を返還しなければならない。

（書類の提出部数等）

第 15 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数はそれぞれ 1 部とし、その様式は、定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 4 日から施行し、平成 27 年度の予算に係る宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）交付要綱の規定は、平成 27 年度の補正予算に係る宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 20 日から施行し、平成 28 年度の予算に係る宮崎県地域

医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 17 日から施行し、平成 29 年度の予算に係る宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 26 日から施行し、平成 31 年度の予算に係る宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 8 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。ただし、介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業については、令和 2 年 4 月 30 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 11 日から施行し、令和 3 年度の予算に係る宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 26 日から施行し、令和 4 年度の予算に係る宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 23 日から施行し、令和 5 年度の予算に係る宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 12 日から施行し、令和 6 年度の予算に係る宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）から適用する。